
・快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、
訪ねてみたくなる鏡石をつくります！
～都市整備・都市開発分野～

-1-(1) 計画的な土地利用と都市開発の推進

現状と課題

- ・本町では、「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」といった諸計画を策定し、用途地域や農業振興地域といった法規制がはたらく区域を指定して、町土の計画的な利用や開発、保全に関する取組みを進めています。
- ・きめ細かな開発や建築のルールである「地区計画」を高久田地区で指定するなどの取組みも行っています。
- ・こうした中、交通の利便性が高く住環境にも恵まれた本町では、震災の前には民間の宅地開発や住宅建設などが比較的多く行われ、人口も増加する傾向がみられました。
- ・しかし、そこに震災が発生し、大きな打撃を被っています。

- ・都市開発としては、駅東側の活性化を目的とした「駅東総合整備計画(185ha)」の中核事業として、「鏡石駅東第1土地区画整理事業(56.3ha)」を実施してきました。
- ・全体を5つの工区に分割し、2010年度(平成22年度)に第1工区を着工しています。
- ・早期の完了を目指していますが、近年の土地需要の低迷のほか、震災の影響を受けていることから事業が停滞しており、次に着工する工区などは白紙の状況にあります。
- ・町の南部については、高速交通体系を活用した地域活性化を推進するため、約20年前から長期的構想として調査研究を進めてきた鏡石インターチェンジ設置構想を中心とした「南部総合整備計画」と呼ばれる開発構想を策定し、その実現を目指した検討を行ってきました。
- ・しかし、鏡石 スマートインターチェンジの開設により、「東北縦貫自動車道の新しいインターチェンジの開設による周辺開発」という意味からは実現性が低下してきている状況にあります。
- ・今後は、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進を図るとともに、南部の開発のあり方を含めた都市開発の戦略を再構築することが必要となっています。

震災が及ぼした影響

- ・道路や公園、公共施設などが被災したことから、当面は復旧事業に傾注することを余儀なくされ、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」をはじめ、震災以前から計画されていた都市開発事業の推進に影響が及ぶことになりました。
- ・今後は、災害に強いまちづくり、国が進める「東北地方における再生可能エネルギー拠点づくり」なども考慮しながら、適切な土地利用と都市開発を進めていくことが求められるようになっていきます。

地目別の面積

地目	面積(km ²)	構成比
宅地	3.39	10.8%
田	11.58	37.1%
畑	4.46	14.3%
山林	3.98	12.7%
その他	7.84	25.1%
合計	31.25	100.0%

町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)

- ・交通が便利で緑豊かな平坦な土地があるなどの立地条件に恵まれているので、医療・福祉施設を積極的に誘致しよう。



注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

施策の基本方針

土地利用と都市開発に関わる基本計画の策定

- ・町土地利用の基本的な方針を示す「国土利用計画」と、より長期を見通し、道路整備や公園整備などの方向性を包括的に示す「都市計画マスタープラン」を速やかに改定します。
- ・これらの計画に基づいて、土地利用と都市開発を適正に規制・誘導していきます。

区域区分による適正な規制・誘導

- ・市街化区域と市街化調整区域の区分を基本的に堅持し、市街化区域内における市街化と都市基盤整備の促進、市街化調整区域における農地や樹林地などの保全を図ります。
- ・ただし、震災により大きな被害を受けた地区の再生など、合理的で必要不可欠と考えられる場合には、市街化調整区域においても、土地利用転換の柔軟運用などを検討します。

戦略的な都市開発とルールづくりの推進

- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の第1工区における道路整備と造成工事を進め、早期の事業完了を目指します。
- ・境土地区画整理事業の円滑な完了のため、土地区画整理組合に対して事務支援・財政支援を行います。
- ・きめ細かな地区の開発のルールを定めた「地区計画」を指定している高久田地区において、その目標の実現のための支援・誘導を図ります。
- ・急激な市街化が予想される地区などでは、「地区計画」の新規指定の可能性なども検討していきます。
- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の範囲を含む「駅東総合整備計画」については、長期的な視点に立って、その方向性を継続的に検討していきます。
- ・「南部総合整備計画」の推進については、鏡石 スマートインターチェンジが設置されたことに伴い政策転換を図るなど、新たな手法での総合的な整備について調査研究を進めていきます。
- ・役場庁舎の移転改築、総合保健福祉施設の整備構想についても、その可能性を検討します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
土地利用と都市開発のための基本的な計画の改定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町土地利用の基本方針である「鏡石町国土利用計画」の改定 ・まちづくり（都市計画・都市開発）の基本となる「鏡石町都市計画マスタープラン」の改定
鏡石駅東第1土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の第1工区における道路整備・造成工事 ・他の工区の事業化に向けた検討
組合施行の土地区画整理の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・境土地区画整理事業の土地区画整理組合に対する支援（事務支援・財政支援）
地区計画指定区域における誘導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高久田地区計画内における計画的なまちづくりの推進

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

-1-(2) 幹線道路網の整備

現状と課題

- ・高速道路として東北縦貫自動車道が通り、鏡石 スマートインターチェンジが設置されています。
- ・基幹道路としては、国道 4 号と国道 118 号が通っています。
- ・2003 年（平成 15 年）5 月に国道 4 号の 4 車線化を図ることが決定し、現在、国が拡幅事業を実施していますが、本町では、接続する路線の整備を進めています。
- ・国道 118 号も松塚バイパスの整備に着手しています。
- ・県道（主要地方道）としては、町の中心部から東方の福島空港方面に成田・鏡田線が、西側の天栄村方向に下松本・鏡石停車場線が伸びているほか、町の東部を通り国道 118 号に接続する須賀川・矢吹線が通っています。
- ・これらの道路の一部を含む 12 路線が 都市計画道路として定められていますが、半数程度の路線が未着手の状況にあります。
- ・その他、町道が 530 路線あり、幹線（1・2 級路線）の舗装は完了し改良率もほぼ 100% に達していますが、その他の路線の舗装率は 61.2%、改良率は 58.5%にとどまっており、順次改良事業を進めています。
- ・優先順位を明確化して、有機的な道路ネットワークを構築することが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・幹線道路の多くで、陥没や亀裂など、大きな被害を受けました。
- ・現在も通行止めや電柱が傾いたままのところなどがあり、全面的な復旧には相当の期間を要すると考えられています。
- ・本町を含む被災地の高速道路の利用料金が一時無料化されたことは、復旧・復興に向けて追い風となりました。

町内の道路の整備状況

種別	路線数	実延長	改良率	舗装率	
国道	2	7,529m	100.0%	100.0%	
県道	4	9,067m	89.9%	100.0%	
町道	1級	13	25,097m	100.0%	100.0%
	2級	11	15,366m	99.7%	100.0%
	その他	506	203,642m	58.5%	61.2%
町道計	530	244,105m	65.3%	67.6%	

* 2011 年（平成 23 年）4 月 1 日現在

施策の基本方針

広域幹線道路の整備

- ・国による国道 4 号の 4 車線化事業に合わせて、国道 4 号と接続している町道の整備を進めます。
- ・国道 118 号の松塚バイパスの早期完成に向けて県に要請します。



注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

町内の主要道路の整備

- ・震災で被害を受けた路線の早期復旧を図ります。
- ・都市計画で定められた道路では、前山境線、笠石鏡田線、北原不時沼線といった事業中の路線の早期整備に取り組めます。
- ・適切な維持・管理による老朽化などへの対応、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」をはじめとする新規開発地における道路整備を実施します。

鏡石スマートインターチェンジの利用促進

- ・鏡石 スマートインターチェンジについては、今後も利用時間の24時間化や車種限定解除などの取組みを継続していきます。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
基幹道路整備関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国道4号の4車線化事業の早期完了の国への要請と接続道路の整備 ・国道118号の松塚バイパスの早期整備を県へ要請
主要町道の改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現在整備中路線の早期完了及び計画路線の早期着手
道路復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・震災で被害を受けた幹線道路及び関連構造物の復旧工事

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

-1-(3) 美しい景観づくり

現状と課題

- ・本町は、那須連峰の山並みを背景とした田園地と樹林地、東境の阿武隈川と西境の釈迦堂川の水辺区間などの自然環境に恵まれた美しい町です。
- ・岩瀬牧場、アヤマなどの花々で知られる鳥見山公園、低層でゆったりとした住宅地など、美しく魅力的な景観資源も多くみられます。
- ・こうした中、本町では、県の屋外広告物条例に基づいた届出書の受理と進達の事務を行っているほか、町独自の「美しいまちづくり推進条例(1997年(平成9年)制定)」に基づいて、空き缶や吸殻の散乱防止などの環境美化活動を実施してきています。
- ・町民が活動主体となって町を花で美しく彩る「花いっぱい運動」、「農用地フローラのまちづくり事業」なども実施しており、「花咲かボランティア」による活動も開始しています。
- ・景観資源を大切に守り育て、一方で都市的で活気や豊かさ感じさせるような景観を創出し、後世に伝えていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・建物をはじめ、道路や公園などの公共施設に大きな被害が及び、町の景観の基本的な構成要素の一部が失われたり傷ついたりしました。
- ・復旧・復興に向けた過程において、「美しい鏡石」の再生とさらなる景観の向上を図っていくことが求められています。
- ・そうした中、2011年(平成23年)の夏から秋にかけて、町と観光協会が、各種団体との協力を得て、「花咲か復興プロジェクト(水稲の作付困難となった水田への花の植え付けの活動)」を実施するなどしています。

施策の基本方針

景観づくりに関わる基本方針の明確化

- ・美しい自然景観を守り、都市景観を創出するため、その基本方針を明らかにします。
- ・本町の都市づくりの基本となる「都市計画マスタープラン」を早期に改定し、そこに示された将来像を行政内部のみならず町民と共有し、良好な景観づくりの実現を図ります。
- ・駅前・幹線道路沿道・住宅地・集落地など、各々の市街地特性にあった景観づくりを目指します。

景観保全と向上のための活動とルールづくりの推進

- ・景観を守り向上させるため、「花いっぱい運動」、「農用地フローラのまちづくり事業」といった環境美化と景観向上につながる活動を支援します。
- ・「田んぼアート」と呼ばれる水田を活用したアート事業の実施も検討します。
- ・地区による必要性や開発熟度などを踏まえて、景観資源の調査、規制・誘導のためのルールづくりなどを検討します。



- ・地区単位のきめ細かなまちづくりのルールを定める「地区計画」など、景観を保全・改善させていく手法について調査・研究を行います。

開発事業・復旧事業の推進にあたっての景観形成

- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の基盤整備に続いて、建物が建設される段階においては、その市街地像に見合った建物景観が形成されるように規制・誘導を図ります。
- ・復興に関わる開発事業が実施される際にも、景観への配慮を行うよう、適切な誘導に努めます。
- ・特に公共施設の建設において、質の高い景観づくりを率先していくものとし、施設・道路・公園などの復旧工事にあたって、色彩や質感の工夫など、デザインへの配慮を行います。

景観に関わる情報の入手と広報・啓発

- ・建築動向や開発動向、景観づくりに関わる動向などに注視し、広く情報を収集・整理し、わかりやすく町民に伝えます。
- ・無秩序な建築や開発の抑制、美しい都市景観・田園景観・森林景観の保全などの重要性を広く発信します。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
景観づくりの基本方針策定事業	・「都市計画マスタープラン」の改定とそこに示された景観まちづくりの方針の遵守と啓発 など
緑化や花植え関連の事業	・「花いっぱい運動」、「農用地フローラのまちづくり事業」などの実施
景観関連情報の調査・広報事業	・景観に関わる情報の調査と広報
復旧・復興機会を活用した景観再生事業	・震災復旧・復興の機会を活用した景観の再生と改善の取り組み

-1-(4) 住宅の質の向上

現状と課題

- ・本町は、交通利便性の高さなどから、民間の賃貸住宅をはじめ、住宅の建設が比較的活発な町です。
- ・こうした中、一定規模以上の開発や建築について事前協議を行い、良好なまちづくりへの協力を依頼するなどして、住宅の適正立地を図ってきました（農地転用許可の権限は町の農業委員会に、開発許可や建築確認などの権限は県）。
- ・人口の増加と定住の促進を目的として「定住促進住宅」の管理運営の事業を行っているほか、環境に配慮した住宅づくりを支援する観点から、「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」を実施しています。
- ・今後は、耐震性の向上やユニバーサルデザイン（バリアフリー化を含む人にやさしい家づくりに関する広い概念）の普及など、さらに様々な観点から住宅水準の底上げを目指していく必要があります。
- ・町営住宅としては、境団地（2棟。計48戸）と杉林団地（9棟。計31戸）がありますが、特に杉林団地については老朽化が進行してきています。
- ・杉林団地内の住宅については、入居者の退去後に解体することとなっていますが、境団地の適切な維持・管理を含めた今後の公営住宅のあり方を検討していくことが求められています。
- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」を進めており、新たな優良住宅地の創出を図ることも課題です。

震災が及ぼした影響

- ・全壊が200棟を超えるなど、極めて多くの家屋が被害を受けました。
- ・塀や庭、前面道路の損壊なども多くみられ、住宅や住環境の復旧・復興が大きな課題となっています。

「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」の実績

年度	補助件数	設置容量
2009年度（平成21年度）	5件	20.2kw
2010年度（平成22年度）	25件	81.4kw

施策の基本方針

住宅と住環境の向上

- ・「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」を継続し、環境に配慮した住宅の増加を図ります。
- ・耐震診断や耐震化助成、バリアフリー化助成などの可能性について、検討していきます。
- ・適切な建築や開発の規制・誘導とともに、道路整備や公園整備などを進め、住環境の向上を図ります。



注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

住宅地の供給

- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進により、新たな優良住宅地の形成を図ります。
- ・市街化区域における住宅建設を誘導しつつ、市街化調整区域においても、自然環境などへの影響が少なく、計画的で優良なものについては、弾力的に運用していくことも検討していきます。

公営住宅等の維持・管理

- ・境団地について、適正な維持・管理を行いません。
- ・老朽化が顕著な杉林団地は、入居者が退去するまで適正な維持・管理を継続するとともに、将来の利用方法を検討します。
- ・公営住宅の実態と需要の把握に基づき、民営住宅への支援策を含めた、官民の適切な役割分担による住宅政策について調査・研究します。
- ・「鏡石町定住促進住宅」の維持・管理と入居者募集の事業を継続します。



主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
住宅用太陽光発電システム導入促進事業	・住宅への太陽光発電システムの設置者に対する補助金の交付
住宅地開発事業	・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進による住宅地の供給と優良住宅地の形成誘導
公営住宅の維持管理事業	・境団地と杉林団地の適正な維持・管理 ・老朽化が顕著な杉林団地の将来計画の検討
定住促進関連事業	・鏡石町定住促進住宅への入居の促進
都市基盤の復旧事業	・住環境を支える道路などの都市基盤の復旧工事

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

-2-(1) 公共交通機関の維持・充実

現状と課題

- ・鉄道としては、町のほぼ中央部を JR 東北本線が縦断しています。
- ・中心付近に鏡石駅が設置されており、郡山市や白河市などの近隣都市へ向かう重要な交通機関となっています。
- ・バスとしては、鏡石駅を経由する形で民営のバス路線がありますが、本数は多くありません。
- ・本町に限ったことではありませんが、多くの町民が自家用車を利用して移動している現状から、公共交通機関の利用は必ずしも多くなく、その結果、便数や路線が削減されるという悪循環に陥っている面があります。
- ・少子高齢化が進行する今後は、公共交通機関の重要性はさらに高まりをみせることから、そのあり方を継続的に検討し対応していくことが求められています。
- ・一方で、1993年（平成5年）には、町の中心部から東側の方向に直線で約8km、自動車を利用して約15分のところに福島空港が開港しました。
- ・行き先が札幌・大阪に限定されているものの、広域的な交通利便性は大きく向上しており、活用が求められています。

震災が及ぼした影響

- ・本町を通る鉄道や路線バスが一時運行停止を余儀なくされ、復旧まで相当の期間を要しました。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島空港の国際便である上海・ソウル便が運休することになりました。

施策の基本方針

鉄道利便性の維持・充実の要請

- ・JR東北本線の安全運行、本数の維持と需要の増加に見合った増便、新幹線との接続時間の調整、車両の近代化などを、事業者であるJRに対して、継続的に要請していきます。
- ・駅舎の適切な維持・管理とバリアフリー化などを要請するとともに、町コミュニティ・センターとしても利用されている現状から、駅前広場とともに適切に維持・管理を行っていきます。



バスの利便性の維持・充実の要請

- ・路線バスも、生活の足として重要な役割を果たしているため、その安全運行、ルート存続、需要動向に見合ったサービスの向上などを事業者へ要請します。



注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」などの大規模開発の進捗に合わせて、ルートの変更など、利便性の向上を検討していきます。
- ・携帯端末を用いてバスを呼ぶことができる「デマンドバス」など、新しいタイプの公共交通システムの導入の可能性についても調査・研究していきます。

福島空港の活用

- ・名古屋・沖縄便などの復活や、上海・ソウル便の早期再開の要望活動を展開します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
鉄道運行の維持・充実に 関わる要請事業	・鉄道運行の利便性の向上を JR へ要請
バス運行の維持・充実に 関わる要請事業	・バス運行の利便性の向上を事業者へ要請
公共交通機関のあり方の 検討事業	・長期的視点に立った公共交通機関のあり方の調査・研究
福島空港活性化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定期便を利用した事業（視察・研修など）の実施 ・福島県福島空港利用促進協議会や福島空港活性化推進協議会の構成市町村として、事業への積極的参加 ・福島空港へのアクセスを改善

-2-(2) 歩けるまちづくりと自転車利用の推進

現状と課題

- ・幹線道路の多くに歩道が設置されており、一部の区間では拡幅整備も進められているほか、「グリーンロード」など、安全・快適に歩ける道路も増えてきています。
- ・徒歩や自転車での移動は、自家用車の利用と比較し少ない現状にあります。コンパクトな町域と概ね平坦な地形を活かして、「歩けるまちづくり」、「自転車利用のまちづくり」を進めていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・生活道路においても、極めて多くの箇所で陥没や亀裂など、大きな被害を受け、全面的な復旧には相当の期間を要すると考えられています。



町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)
・交通機関がだめでも、自転車が役に立つまちにしよう。まちは平らで自転車が使いやすい。ガソリンもいらず、健康にも良い。

施策の基本方針

歩けるまちづくりの推進

- ・幹線道路の歩行空間の充実を図るとともに、コンパクトな市街地の維持・形成などにより、「歩けるまちづくり」を目指します。
- ・町のシンボルロードである「グリーンロード」の適切な維持・管理とともに、ネットワークの延長や、安全・快適な道路の新規整備などの可能性を検討していきます。
- ・町の各所への魅力づくりなどと並行して、徒歩利用を促進するための啓発やPR活動などを推進します。



自転車利用の推進

- ・幹線道路の整備にあたっては、自転車が安全・快適に歩行者や自動車と共存しつつ走行できるような空間づくりを検討します。
- ・公共施設をはじめ、主要な施設における駐輪スペースの確保を図るほか、今後の開発動向を踏まえ、観光振興などの取組みと連携しつつ、自転車利用ルートの整備やレンタサイクルの普及などの可能性を検討していきます。

- ・「公用自転車（エコチャリ）活用事業（町職員による自転車の積極的な利用）」を継続するとともに、町民や町内の企業などにも利用の促進や自転車放置の禁止などを呼びかけていきます。



主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
生活道路の改善事業	・ 町内未舗装道路や歩道・側溝整備
歩けるまちづくり推進事業	・ 歩道の充実 ・ 「グリーンロード」の適切な維持・管理と延伸などの検討
自転車利用環境づくり推進事業	・ 幹線道路整備にあたっての自転車利用空間整備 ・ 公共施設における駐輪場の設置 ・ 公用自転車（エコチャリ）の活用 など
道路復旧事業	・ 震災で被害を受けた生活道路及び関連構造物の復旧工事

- 3 -(1) 水資源の確保と供給

現状と課題

- ・本町の上水道は、すべてを地下水に依存しています。
- ・町の発展に合わせて、4 次につながる拡張事業を進めてきた結果、給水普及率は 93.7% (2010 年度 (平成 22 年度)) に達しています。
- ・2009 年 (平成 21 年) 3 月に、県中地域水道用水供給企業団の解散に伴う事業の見直しを行い、現在、2018 年度 (平成 30 年度) を目標年次とした第 5 次の拡張事業を進めています。
- ・この計画では、計画給水人口を 12,600 人、計画 1 日最大給水量 5,100 m³としています。
- ・現在、3 箇所の浄水場 (旭町浄水場・桜岡浄水場・成田浄水場) がありますが、より効果的で効果的な給水を図るため、旭町浄水場の廃止 (2016 年度 (平成 28 年度)) を予定する一方で、新たな浄水場 (鏡石浄水場) の新設と水源の切り替えなどを行うこととしています。
- ・未供給地域の解消に向けた配水管の整備のほか、施設の老朽化への対応、震災からの復旧事業の早期完了なども含めて、町民が将来にわたって安心して利用できる上水道を確保していくことが求められています。
- ・開発の進行が見込まれる地区において、その需要に見合った対応を行うことも課題です。

震災が及ぼした影響

- ・3 箇所の浄水場で施設の一部が損壊したほか、160 箇所に及ぶ配水管の破損などの被害を受けました。
- ・施設の老朽化対策と拡張工事を進めていた中、大きな打撃となりました。

上水道に関わる諸数値の推移

項目	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
給水面積	11.8km ²				
給水人口	11,694人	11,612人	11,826人	11,456人	11,853人
年間総配水量	1,396,000m ³	1,388,000m ³	1,424,000m ³	1,357,000m ³	1,320,000m ³
上水道普及率	92.9%	92.7%	93.8%	90.7%	93.7%
有収率	84.1%	85.5%	79.6%	83.0%	85.1%

施策の基本方針

上水道拡張事業の推進

- ・「第 5 次上水道拡張事業」に基づいて、水道の未供給地域の解消などを目的とした取り組みを進めます。
- ・震災復旧に関わる事業の早期完了を図るとともに、取水施設・導水施設・浄水施設・配水施設について、各々整備を進めます。
- ・鏡石浄水場の新設、成田浄水場の施設の改良をはじめ、一部の水源の廃止と切り替え



などを実施します。

- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の事業区域において、上水道施設の整備を進めます。
- ・その他、宅地開発などが見込まれる地区において、適切な対応を図ります。

上水道施設の維持・管理と更新

- ・各種の上水道関連施設の適切な維持・管理を継続します。
- ・老朽化が進行する石綿セメント管などの配水管について、その修繕や更新を図り、「有収率」をはじめとする効率性を示す指標の向上を図ります。
- ・良質な水資源の保全・確保のため、水質調査や、土壌汚染の防止などに関わる啓発・監視などを行います。



主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
上水道施設整備事業	・「第5次上水道拡張事業」に基づいた各種施設の整備と水源の切り替え など
上水道施設の維持・管理関連事業	・既存施設の適切な維持管理 ・老朽化した石綿セメント管の更新 など
水質保全啓発事業	・水質調査と水質保全のための啓発 など
上水道施設の震災復旧事業	・震災で被害を受けた施設の復旧工事

- 3 -(2) 下水道の整備

現状と課題

- ・本町では、衛生的で快適な生活環境を実現するために、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄化槽設置整備事業」の整備事業を実施しています。
- ・「公共下水道事業」については、1978年（昭和53年）から、「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づく「流域関連公共下水道事業」を進めており、既成市街地を中心としつつ、市街地の拡大に合わせて事業区域を拡大して整備を進めてきました。
- ・2011年（平成23年）3月末時点の状況は、管渠整備面積270ha、整備率65.5%、水洗化人口8,117人、水洗化率83.5%となりました。
- ・「農業集落排水事業」については、成田地区・深内地区の2地区が対象区域ですが、事業は既に完了しており、地元管理組合との連携のもと、水洗化のさらなる向上に努めています。
- ・「合併処理浄化槽設置整備事業」は、「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区域外の区域で実施しています。
- ・今後も、区域の特性や条件などを踏まえて、これらの事業を推進していくことが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・町内各所で、マンホールの浮上や下水管渠の破損など、公共下水道施設と農業集落排水施設が被害を受けました。

下水道事業の進捗状況

年度	事業名	行政人口	全体計画	認可区域	整備面積	整備率	処理区域	普及率	水洗化	水洗化率
		人口：A	人口：B	面積：C	：D	：D/C	人口：E	人口：E/A	人口：F	F/E
2006年度 (平成18年度)	公共下水道	12,966	12,800	401.7	231.8	57.7%	9,038	69.7%	7,508	83.1%
	農業集落排水		1,390				1,100	8.5%	924	84.0%
	合併浄化槽		810				852	6.6%	852	100.0%
	計		15,000				10,990	84.8%	9,284	84.5%
2007年度 (平成19年度)	公共下水道	12,942	12,800	401.7	233.7	58.2%	9,235	71.4%	7,705	83.4%
	農業集落排水		1,390				1,100	8.5%	934	84.9%
	合併浄化槽		810				925	7.1%	925	100.0%
	計		15,000				11,260	87.0%	9,564	84.9%
2008年度 (平成20年度)	公共下水道	13,006	12,800	401.7	266.9	66.4%	9,679	74.4%	7,821	80.8%
	農業集落排水		1,390				1,063	8.2%	889	83.6%
	合併浄化槽		810				605	4.7%	605	100.0%
	計		15,000				11,347	87.2%	9,315	82.1%
2009年度 (平成21年度)	公共下水道	13,031	12,800	401.7	269.3	67.0%	9,708	74.5%	7,999	82.4%
	農業集落排水		1,390				1,068	8.2%	900	84.3%
	合併浄化槽		810				700	5.4%	700	100.0%
	計		15,000				11,476	88.1%	9,599	83.6%
2010年度 (平成22年度)	公共下水道	13,029	11,400	411.9	270.0	65.5%	9,716	74.6%	8,117	83.5%
	農業集落排水		1,390				1,071	8.2%	917	85.6%
	合併浄化槽		610				683	5.2%	683	100.0%
	計		13,400				11,470	88.0%	9,717	84.7%

施策の基本方針

汚水処理区域の拡大

- ・「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づいて、公共下水道の整備事業を進めます。
- ・鏡石駅東第1土地区画整理事業、国道4号拡幅事業などの各種の事業と整合した整備に留意します。
- ・民間事業者の宅地開発にあたって、必要な下水道施設の整備と開発区域内での関連施設の適切な整備について指導・要請を行います。

- ・民間事業者の宅地開発にあたって、必要な下水道施設の整備と開発区域内での関連施設の適切な整備について指導・要請を行います。
- ・「農業集落排水事業」については、地元管理組合との連携のもと、各戸との接続を推進し、水洗化のさらなる向上を図ります。
- ・「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

下水道施設の維持・管理

- ・震災で被害を受けた施設の速やかな復旧を図ります。
- ・同時に、公共下水道施設、農業集落排水施設について、適切な維持・管理を継続します。
- ・老朽化や漏水などの有無について調査を行い、適切に対処を図るとともに、「長寿命化対策」を実施します。
- ・水洗化の推進や汚水の違法放流の抑制などについて、啓発を行います。

雨水排水対策の推進

- ・既存の排水施設の適切な維持・管理を継続するとともに、関係機関との協議を踏まえて新規整備を検討します。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
公共下水道事業	・公共下水道の管渠などの設計・工事
農業集落排水事業	・地元管理組合との連携による各戸との接続推進
合併処理浄化槽設置整備事業	・合併処理浄化槽設置整備の啓発
下水道施設等の震災復旧事業	・震災で被害を受けた公共下水道施設や農業集落排水施設の復旧工事

-4-(1) 省エネ・省資源のまちづくり

現状と課題

- ・地球環境問題への対応の重要性が増す中、地域レベルから環境負荷の低減に努めること、特に、省エネ・省資源を推進することが重要な課題となっています。
- ・本町では、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の抑制と削減などを目的として、様々な取組みを進めてきました。
- ・ごみの減量化やりサイクル、自転車利用の促進などの「環境にやさしいまちづくり」を行っています。
- ・今後も、総合的な視点から「省エネ・省資源のまちづくり」を継続・充実させていくことが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・地球環境問題の解決への貢献などの取組みを進めている中で、放射能汚染の問題が発生し、極めて深刻な影響を受けています。

町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)

- ・エネルギーへの過度の依存(症)から脱却するために、現状のライフスタイル・生活の見直しをしよう。
- ・まちは元気、鏡石のプラスイメージを全国へ発信しよう。今こそ地産地消を推進すべきだ。地元農業や商店街が生活を支えるまちのイメージや、エネルギー、風力、太陽光等、自然エネルギーのまちのイメージづくりをすすめよう。



施策の基本方針

省エネ・省資源に関わる情報収集と啓発

- ・省エネルギーや省資源に関わる国や県、企業などの取組みについて、情報を収集し、調査・研究を深めていきます。
- ・特に、国が検討している「東北地方における先進的な再生エネルギーの拠点づくり」の動向に注視し、エネルギー産業の振興、再生可能エネルギーの普及などの可能性について検討を行っていきます。
- ・町民や町内の企業・団体に対して、これらの情報について、迅速にわかりやすく広報を行います。
- ・電力不足が懸念されることから、公共施設における節電の継続と設備の改善、「節電」の呼びかけなどを行います。

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

省エネ・省資源のまちづくりの推進

- ・資源消費の少ないコンパクトな市街地形成や緑地の保全・創出など、「環境にやさしい」都市空間づくりを行います。
- ・環境にやさしい住宅づくりを支援するため、住宅用太陽光発電システムの導入を促進するための補助事業を継続します。
- ・過度な自動車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用へのライフスタイルの転換促進、低公害車の導入に関する啓発などを実施し、温室効果ガスの排出を最小限に抑制します。
- ・「公用自転車活用事業」、「ペットボトルキャップ回収事業」など、関連事業を継続します。



主要な事業

事業名称	事業の概要
省エネ・省資源に関わる動向調査・広報事業	・省エネ・省資源に関わる動向調査・研究と広報
節電推進事業	・節電の呼びかけ ・公共施設の節電と省エネ設備の充実 など
新エネルギー導入推進事業	・一般住宅・公共施設（役場庁舎・小中学校校舎等）における「太陽光発電システム導入事業」の実施
地球温暖化防止事業	・「緑のカーテン」の設置 ・近距離の範囲での公務にあたっての公用自転車の活用 ・ペットボトルキャップの回収と活用

- 4 -(2) 緑と水のまちづくり

現状と課題

- ・本町は、なだらかに傾斜した丘陵地に美しい田園や樹林地などが広がる環境の豊かな町です。
- ・阿武隈川・釈迦堂川をはじめとする河川や農業用水路なども、うるおいのある空間を形成しています。
- ・こうした中、町では、計画的な土地利用や都市開発、建築などの規制・誘導を図り、環境の保全に努めてきました。
- ・鳥見山公園をはじめとする都市計画公園 6 箇所、児童遊園 20 箇所のほか、農村公園（久来石公園）や鏡沼跡が公園の機能をもつ空間として整備されています。
- ・ポケットパーク（小公園）整備、「グリーンロード」をはじめとする美しい並木道の整備も行われています。
- ・また、花を大切にしたまちづくりとして「花いっぱい運動」などの町民参加の事業も実施しています。
- ・これらの緑と水の空間を大切に守るため、震災で被害を受けた施設の再建を急ぐとともに、適切な維持・管理を行いつつ、新たな公園・緑地の整備や街路植栽などにより、さらにその質を高めていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・鳥見山公園や前山公園で施設の損壊などがあったほか、町の緑を構成する農地において地割れ・法面崩壊といった被害を受け、緑と水の豊かな町としての発展に深刻な影響を及ぼしました。

都市計画公園の整備状況

種別	名称	面積	整備率
総合公園	鳥見山公園	19.10ha	94.8%
	不時沼公園	0.45ha	100.0%
街区公園	前山公園	0.30ha	100.0%
	境公園	0.31ha	100.0%
	駅東口公園	0.08ha	100.0%
	駅西口公園	0.09ha	100.0%

施策の基本方針

緑と水の自然環境の保全

- ・緑地保全のための基本方針を示す「緑の基本計画」に基づいて、自然環境の保全を図ります。
- ・樹林地・農地、公園・緑地などからなる緑の環境、阿武隈川・釈迦堂川や農業用水路などの水の環境について、基本的にその保全を図ります。

公園・緑地の維持管理と新規整備の検討

- ・震災で被害を受けた施設の復旧に全力をあげます。
- ・そのうえで、公園・緑地やグリーンロードなどの適切な維持・管理を継続します。町民の力を借りた管理形態を採用することなども検討していきます。

- ・児童公園など、新たな公園や、身近な憩いの場としてのポケットパーク（小公園）などの整備を検討していきます。
- ・公園・緑地へのアクセス改善や案内標識の充実なども検討します。
- ・墓地需要が高まる傾向がみられることから、墓地公園の整備の可能性についても検討していきます。



緑化に関わる事業の推進

- ・「花いっぱい運動」、「農用地フローラのまちづくり事業」といった美しい花に包まれた町の形成に向けた事業を継続します。
- ・都市計画道路の整備の機会を活用して、街路樹や街路植栽を行います。



緑化に関わる広報と啓発

- ・公共施設用地において率先的な緑化に努めるとともに、道路沿いの生垣化や敷地内の緑化などについて、啓発を行います。
- ・文化祭など、町の行事において、緑化に関わるイベントを開催または支援することで、緑化機運の醸成を図ります。

主要な事業

事業名称	事業の概要
公園・緑地の維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥見山公園・不時沼公園・前山公園・境公園・駅東口公園・駅西口公園などの適正な維持管理 ・ニーズを踏まえたアクセスの改善の検討 など
公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の新規整備（高久田地区計画内など） ・（再掲）各地区の児童公園（遊具・植栽など）の整備 ・ポケットパーク（小公園）などの整備検討
植栽等の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）「花いっぱい運動」「農用地フローラのまちづくり事業」の実施 ・（再掲）「田んぼアート事業」などの実施検討 ・都市計画道路整備などの機会を活用した緑化
緑化啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に関わる広報と啓発 ・町の行事における緑化啓発関連事業の実施 など

- 4 - (3) 適切なごみ処理とリサイクル

現状と課題

- ・本町のごみ（一般廃棄物）の処理については、収集委託により町内約 160 箇所のごみステーションで分別収集のうえ運搬を行い、粗大ごみも含めて須賀川地方衛生センターで処理しています。
- ・古紙類については、古紙回収業者により収集・運搬し、リサイクルを行っています。
- ・人口が増加するにつれ、排出されるごみの量は減少傾向にありましたが、震災により、処理すべき廃棄物が大量に発生しています。
- ・人口や土地利用の変化に対応した適切な処理を継続し、さらなるごみの減量化やリサイクルなどを推進していくことが課題となっています。
- ・また、東日本大震災が発生し、がれきなどのいわゆる「災害廃棄物」の処分を、放射能の影響に留意しつつ進めていくことが当面の大きな課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・未曾有の大災害により、ごみ収集に遅れが出ました。
- ・また、家屋の倒壊や道路などの構造物の損壊により発生した大量のがれきの処分の問題に、放射線の問題が追い打ちをかけ、極めて深刻な課題となっています。

ごみの処理量の内訳と推移

単位：トン

年度	可燃物	不燃物	びん類	缶類	ペットボトル	その他	合計
2006年度 (平成18年度)	3,581	176	116	109	21	12	4,015
2007年度 (平成19年度)	3,569	156	118	104	21	12	3,980
2008年度 (平成20年度)	3,539	138	111	98	22	11	3,919
2009年度 (平成21年度)	3,359	130	108	109	21	11	3,738
2010年度 (平成22年度)	3,491	243	110	106	22	11	3,983

施策の基本方針

廃棄物の処理

- ・一般廃棄物の収集・運搬についての委託業務を適切に実施します。
- ・ごみステーション付近の衛生状態の維持・向上など、地域住民の協力による適切な取り組みを啓発します。
- ・東日本大震災で発生したがれきなどの廃棄物について、早期に適切な処理を図ります。

リサイクルとごみの減量化の推進

- ・「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの関係法令に基づく分別収集の徹底により、リサイクルを推進します。
- ・子ども会育成会による資源物の収集活動の支援を継続します。
- ・生ごみの堆肥化のための「EMバケツ」の購入費の助成を継続します。



・マイバッグ（買い物袋）の利用促進や、小売店による過剰包装の抑制、廃棄を最小限に抑えて再利用する重要性などについて啓発を行います。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
一般廃棄物処理事業	・町内から排出される一般廃棄物の処理
リサイクル推進事業	・古紙・瓶・缶・ペットボトルなどのリサイクルの奨励 ・子ども会育成会による資源物の収集活動の支援 ・「EM バケツ」の購入費助成による生ごみの堆肥化の推進
災害廃棄物処理事業	・損壊した家屋や構造物からでた災害廃棄物の運搬処分 ・仮置き場に収集した災害廃棄物の処理

-4-(4) 公害の防止と環境美化

現状と課題

- ・公害問題に対しては、「町公害対策条例」を根拠として適切な規制を実施しています。
- ・市街化区域内が、騒音防止法・振動防止法・悪臭防止法の規制指定区域になっています。
- ・本町における公害に対する苦情件数は 2010 年度（平成 22 年度）に 14 件で、内訳は、悪臭関係 4 件、騒音関係 2 件、ごみの野焼き関係 8 件となっています。
- ・ため池や河川の水質検査を年 1 回実施するなど、状況の把握に努めています。
- ・原因者に対する適切な指導、モラルの向上の啓発、監視体制の強化などとともに、様々な公害発生リスクを想定した取組みが課題となります。
- ・環境美化については、「美しいまちづくり推進条例」を推進し、様々な取組みを進めています。
- ・空き缶やタバコの投げ捨て、使用済みタイヤの不法投棄などが多くみられる中、地域による美化活動が実施されています。
- ・景観の保全・改善のためのまちづくりと連携して、「美しい町づくり」を行うことが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・従来からの公害問題や環境美化に取り組む以前に、放射能の問題に対処することを余儀なくされているという実態があります。
- ・健康への悪影響の懸念や農業をはじめとする各産業への影響が、「実害」と、いわゆる「風評被害」の両面で、極めて深刻な状況にあります。

施策の基本方針

公害防止対策の実施

- ・公害に関わる情報の収集と検査を継続します。
- ・事業者への指導や町民全体への啓発を行うとともに、違法行為があった場合には、関係機関と連携して警告や指導など、適切な対応を行います。
- ・農業施設・畜産施設における悪臭の防止など、総合的な公害対策を実施します。
- ・工業団地への集約立地などにより、住宅と大規模工場の混在を防止します。
- ・都市開発や道路整備などにあたって、公害発生の防止に留意します。

ごみの不法投棄の防止

- ・ごみの不法投棄を防止する重要性について広報や啓発を行います。
- ・収集業者、処分業者をはじめとする関係団体と連携しつつ、不法投棄をなくすための監視活動を行い、撲滅を図ります。
- ・ごみステーション付近を清潔に保つため、町民や管理者に対する啓発を行います。

環境美化活動の推進

- ・保健委員会を中心とした関係団体と連携して、環境美化活動を継続します。
- ・道路清掃や住環境の衛生保持のための害虫駆除事業などを実施します。

- ・町民による「ごみゼロ活動」などの取組みを支援するとともに、組織の育成を支援します。
- ・「美しいまちづくり推進条例」に基づいて、緑化や花の植栽などによる「美しい町づくり」を進めます。



主要な事業

事業名称	事業の概要
総合的な公害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害に関連する情報の収集と広報・啓発 ・ 悪臭防止などの総合的な公害対策の実施
ごみの不法投棄対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの不法投棄を防止するための啓発や監視活動 など
環境美化活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路清掃と害虫駆除 ・ 町民による美化活動と組織の育成の支援 ・ 都市空間の改善の機会を活用した「美しい町づくり」

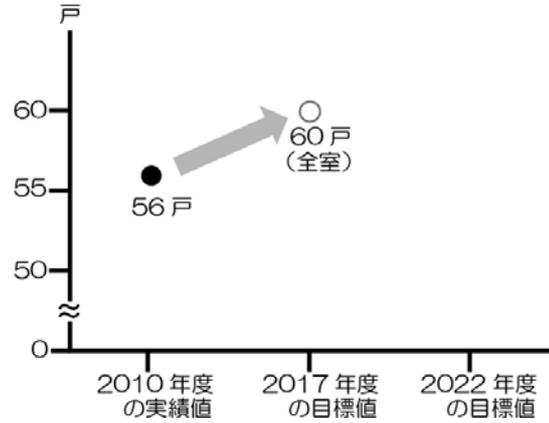
都市整備・都市開発分野における目標指標

・都市整備・都市開発に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

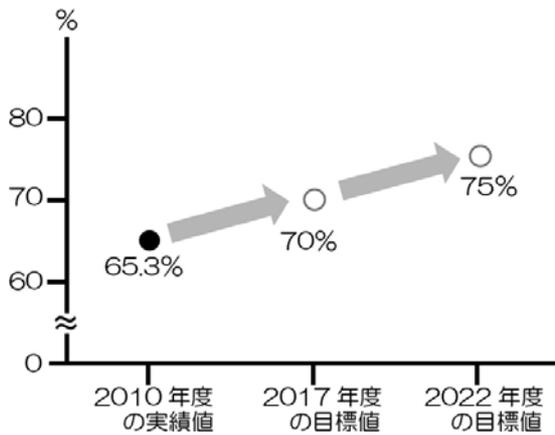
鏡石駅東第1土地区画整理事業の進捗率

2011年度 末の実績	第1工区の区画道路の築 造工事中
2017年度 の目標	第1工区の事業完了
2022年度 の目標	他工区における事業着 手・推進

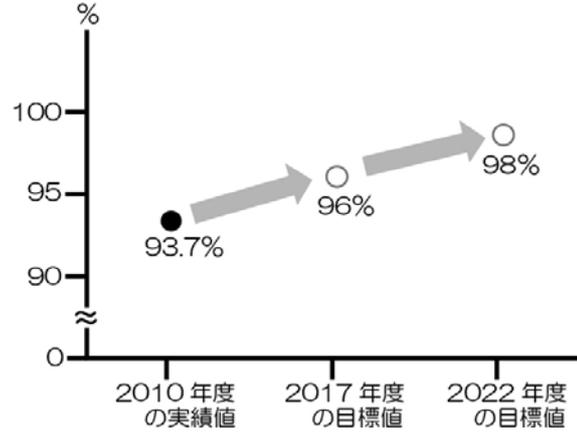
鏡石町定住促進住宅への入居戸数



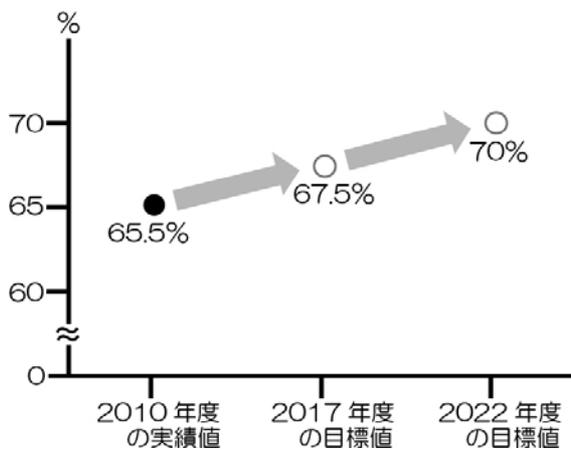
町道の改良率



上水道の給水普及率



公共下水道の整備率(面積比)



鳥見山公園の整備率(面積比)

